

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0850)

第1回特定最低賃金専門部会（輸送）

令和5年10月4日 非公開

開催日時	令和5年10月4日	10時41分～11時29分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 特定最低賃金改正決定の諮問について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 審議日程について 5 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>少し早いですけれども、皆様お揃いになりましたので事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の、合計8名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、使用者代表の横山委員におかれましては、所要により欠席でございます。</p> <p>また後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
-----	--

事務局

それではただいまから、第1回群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

申し遅れましたが、賃金室長の木村と申します。よろしくお願いいたします。

恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

最初に、本専門部会の開催にあたりまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

基準部長

労働基準部長の津田でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

令和5年度の第1回輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめといたしまして、労働行政全般の円滑な運営に多大なご支援とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのご意見をいただいたところでございまして、改正について、ご審議をいただくことになりました。

特定最低賃金は、地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットで、行政機関に決定を義務付けているという位置づけでございますが、これとは趣を異にいたしまして、特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものという位置づけでございます。関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

専門部会委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけすることになりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは、専門部会の委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。

す。

お手元の資料2のインデックスの輸送をご覧いただきたいと思
います。

こちらの委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様を
ご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願
いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、谷口委員でござい
ます。富岡委員でございます。西村委員でございます。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、中島委員でござい
ます。松葉委員でございます。村杉委員でございます。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、松崎委員でござい
ます。横山委員は、本日ご欠席されております。五十嵐委員でござ
います。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろ
しくお願いたします。

資料3に事務局名簿がございますので、ご確認いただきたいと思
います。

次に部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。

専門部会の部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項
におきまして、同法第24条を準用するとされており、公益を代表
する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まずは公益委員で互選していただき、その後
に労使の委員にお諮りするという方法が採られております。

今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、公益委員から、事前に互選されました結果をいただい
ておりますので、発表させていただきます。

部会長には、 委員を選出し、部会長代理には 委員を選出
するとのことのでございました。

労使の委員の皆様にお諮りをいたしますが、よろしいでしょ
うか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

	<p>それでは、全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■■■委員と、部会長代理になられました■■■委員から、ご挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>最初に、■■■委員から、お願いいたします。</p>
部会長	<p>部会長に選出していただきました■■■でございます。</p> <p>この特定最賃の専門部会の審議は、労使のイニシアティブを最大限に尊重して、審議されるものと理解しております。円滑な議事の運営に努めて参りたいと思っておりますので、委員の先生方のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、■■■委員にお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>部会長代理を務めさせていただきます■■■でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきまして、■■■部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会運営規程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。お手元の資料4の、群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>こちらの運営規程は、4業種ある専門部会共通のものとなっております。第3条では専門部会の委員の数、第4条で会議の招集、第6条で部会長が会議の議長となること、第7条で会議の公開・非公開、第8条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第9条で審議会会長への報告、第10条で専門部会の廃止、といったことについて規定されております。</p> <p>ご承知いただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程について、説明がご</p>

部会長	<p>ございました。</p> <p>これにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>特に、ご意見等はないようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、令和5年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ございます。</p> <p>まず、1点目は、専門部会の会議の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>資料4の特定最低賃金専門部会運営規程を再びご覧ください。</p> <p>専門部会の会議は、例年、運営規程第7条第1項のただし書きにございます、「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれる恐れがある」場合に該当するとして、第1回目から非公開とされてきております。</p> <p>本年度は、7月4日に開催されました審議会におきまして、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にいただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局の説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>部会長としましては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適当、と考えますが、ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

<p>部会長</p>	<p>よろしいでしょうか。 ご賛同いただいたものと理解いたしました。 本年度も第1回目会議から非公開といたします。 続けて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。2点目でございます。 専門部会の議事録及び会議の資料の公開・非公開について、ご説明いたします。 資料4の運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様原則公開であるものの、ただし書き以降に、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができるとされております。 令和2年度に審議いただいたことで、令和2年度からは専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言された委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載して公開するとしております。また、各専門部会の最後には、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。 加えて、労働局ホームページにも掲載させていただいております。 そこで、本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。 なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に規定された不開示情報を除いて開示されることとなります。 2点目は以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページへも掲載してきております。 本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開し</p>

部会長	<p>たいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。</p> <p>議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することといたします。</p> <p>事務局をお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料や内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>以上、よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>この他に、運営規程につきまして何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>はい。特にないようですので、運営規程につきましては、このようにいたしたいと思います。</p> <p>では次に、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。次に、今回の特定最低賃金改正決定の諮問につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>資料8に4業種の諮問文の写しをつけております。8月9日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定にかかる諮問を行っているところでございまして、そこでまず、特定最低賃金の改正決</p>

定の仕組みや今回の諮問に至るまでの経過などについて、ご説明させていただきます。

資料5に戻っていただきまして、特定最低賃金の仕組みをご覧いただきたいと思います。

項目1にありますように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されるものでございます。

項目2は、決定の仕組みでございまして、関係労使から改正等の申出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴いて決定するものとなっております。

決定に際しましては、※印にありますように、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けているのに対し、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより決定するといったものとなっております。

資料はございませんが、参考までに、全国の特定最低賃金の設定件数などを申し上げますと、昨年度末時点で226件、適用使用者数は約9万4百人、適用労働者数は約291万人となっております。

前置きが長くなりましたけれども、今回の特定最低賃金改正決定の諮問について、経過をご説明いたしますと、資料6をご覧いただきたいと思いますが、こちらには、特定最低賃金4業種ごとの改正決定に関して行われた申出を、一覧にしております。申出者等は、ご覧のとおりでございます。

この申出につきましては、次の資料7に申出書の写しを付けております。こちらの申出によりまして、8月2日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対して、改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8月9日に審議会長から4業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。

そこで、労働局長から審議会長に、資料8のとおり今回の改正決定額について、諮問をさせていただいたという経過にございます。

諮問により審議会におきましては、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することの決議をいただいております。

なお事務局では、諮問の翌日8月10日に4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定により、意見聴取に関する公示を行いました。すべての業種におきまして意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から特定最低賃金改正決定の諮問等につきまして説明がございました。これについて、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。はい。</p> <p>ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。今度は、資料10をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらは、最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。</p> <p>8月9日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項では専門部会の廃止について規定されており、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされております。具体的には資料4の運営規程第10条にありますように、特定最低賃金にかかる異議の申出がなかった場合に廃止されるということになります。専門部会の廃止に伴う委員の皆様への解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局の説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がございました。これについてもご了解の程よろしくお願いいたします。</p>

このことについて、何かご質問等ございますでしょうか。

【特になし】

部会長

よろしいでしょうか。はい。

ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、特定最低賃金専門部会の審議日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。日程についてご説明いたします。

資料 11 をご覧いただきたいと思います。

令和 2 年度からの審議状況でございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。

次に、資料 12 をご覧いただきたいと思います。

委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。こちらの日程表のとおり、会議を開催させていただきたく存じます。

会議の開催回数につきましては、8 月 9 日の審議会におきまして議決されておりますが、日程表のとおり、本日を含めまして 2 回の予定となっております。ご了解をいただきますよう、お願いいたします。

また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の 3 分の 2 以上の出席、又は、公・労・使の各側委員の 3 分の 1 以上の出席となっておりますので、6 名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ 1 名以上が出席していただくことが必要となっております。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ恐縮でございますが、ご出席をいただきますようお願いいたします。

なお、電気の 2 回目の会議会場につきましては、会場予約の都合で 1 階共用会議室ではなく、7 階大会議室において開催させていただきたく思います。委員を兼ねている方は、ご了承をお願いいたします。このため、資料 11 と資料 12 の電気の第 2 回専門部会につきましては、7 階大会議室と記載させていただいておりますので、お間違えのないようよろしくお願いいたします。

最後に資料 13 は、令和 5 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。

以上でございます。

部会長

はい。事務局から説明がありまし、次回の会議日程ですが、委員

の先生方は、いかがでしょうか。
このとおりでよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

はい。それでは次回第2回目の輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の会議は、資料12の第2回欄に記載のとおり、10月30日(月)午前9時30分から、1階共用会議室にて開催といたします。ご出席をお願いいたします。

次に、特定最低賃金額の審議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。皆様に審議いただくにあたりまして、資料をご用意させていただいておりますので、ご説明いたします。

まず、資料14でございますが、過去12年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。

資料15は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。

資料16は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。こちらは、令和4年の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものでございます。

資料17は、令和4年度の特定最低賃金改正状況でございます。

資料18は、令和5年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。

資料19は、令和5年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。

資料20は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。

資料21は、群馬県金融経済概況でございます。

資料22は、最近の県内経済情勢でございます。

資料23は、法人企業景気予測調査でございます。

資料24は、群馬県鉱工業指数でございます。

資料25は、消費動向調査結果でございます。

資料26は、第209回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。

資料27は、第193回企業経営動向調査結果でございます。

資料28は、労働市場速報でございます。

資料は以上でございますが、資料19の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。

事務局

それでは、当貸金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果を説明させていただきます。資料 19 をご覧ください。

はじめに 1 ページ目の、令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査の概要についてです。

調査依頼事業所数は、2,095 件で、有効回答件数は、1,129 件でした。

調査は令和 5 年 6 月分の賃金額について行いました。

月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計いたしました。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模についてですが、表に書きだした業種を対象に、さらに網掛けした人数の事業所を対象にしています。特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業は、100 人未満の事業所を調査対象としております。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に還元いたしまして、推計したものです。したがって、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、3 ページです。

賃金統計用語である、未満率と影響率について説明をさせていただきます。このイメージ図のとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

7 ページにいきまして、輸送用機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。輸送用機械器具製造業の現行の最低賃金が 965 円でありますので、964 円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、964 円以下の累積労働者数は 390 人でした。これを A といたします。

還元した合計労働者数は 7,895 人でした。これを B といたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は 4.9% となりました。

従いまして、輸送用機械器具製造業の労働者の 4.9% が最低賃金

額を下回っていたということになります。

特定最低賃金の4業種の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっておりますが、輸送用機械器具製造業のみの結果について説明をいたします。

11 ページにまいります。この表は、輸送用機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフです。青色の棒グラフが一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、1,000円から1,500円以上の分布が多く見受けられ、特に1,500円以上の分布が圧倒的に多くなっております。

一方、グラフの左側ですが、現行の最低賃金額965円ちょうどの労働者及び、965円を下回る労働者も見受けられます。

次に、12 ページにいきます。この表は、特定最低賃金の産業別に、未満率等の賃金額の特性値について、令和元年度から今年度の推移を表したものです。輸送用機械器具製造業は表の1番下の欄となっております。

未満率の推移をグラフにした表が右側にありますが、輸送用機械器具製造業は、令和元年度は1桁台でした。令和2年度から令和4年度まで2桁台と増加してはりましたが、今年度は4.9%となっております。

次に、14 ページです。5の産業別の未満率と影響率の推移と題した表をご覧ください。平成26年度から令和5年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。輸送用機械器具製造業は表の下から1番目、線グラフでは紫色で示されております。

最後に18 ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。引上げ額0円から45円までの場合の影響率を表しております。例えば、表の1番上の引上げ額0円の影響率は4.9%となり、表の1番下の欄の引上げ額45円の影響率は、14.34%となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査結果の概要について、説明いたしました。

この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、よろしく願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問等ございましたら、

	<p>お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>はい。特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等ございましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>2点程、補足説明をさせていただきます。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議におきまして、労使の基本的な考え方をお示しいたしました。</p> <p>また、第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議をいただき、特定最低賃金額が議決されているということをご参考までに申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。この後は、事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めていただきたいと思います。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入りたいと思います。</p> <p>まず、労働者側、使用者側それぞれのお立場から、基本的なお考えをお伺いいたします。</p> <p>その後は、自由にご審議をお願いいたします。</p> <p>でははじめに、労働者側委員の先生から、お願いいたします。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の■■■■です。よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、今年も輸送用機械器具製造業の特定最賃の専門部会を開催できることに、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>特定最低賃金は先ほどからもありますように、同じ産業で働く労働者の最低賃金としての機能をもつことから、未組織労働者をはじめ、正規・非正規労働者の賃金格差の是正を図るためにも、重要な取り組みとなっております。</p> <p>私が所属する自動車総連の今年の総合生活改善においては、全体</p>

の約8割の労働組合の単組において、企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は前年を上回る月額170,974円、前年比にすると、プラス6,418円となっております。これを、時給に換算すると、1,055円となります。

この自動車総連の取組を、自動車産業で働く未組織労働者等を含めたすべての労働者に波及させていくことも必要だと考えております。

また、この輸送用機械器具製造業は、県内においては主要産業であり、労働者数や生産数、出荷額等においても、他産業と比較してウエイトが高く、地方経済における重要な役割を担っております。

この主要産業を、将来に渡って継続的に発展させるためには、産業の魅力を高めつつ、優秀な人材の確保は必要不可欠というふうを考えてございます。

人材確保の面と合わせて、現在働いている人たちのモチベーション維持・向上を図れるように、論議をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

他に労働者側委員の先生で、おられましたらお願いいたします。

■■■■委員、お願いいたします。

労働者委員

はい。労側委員の■■■■です。よろしくお願いいたします。

自動車メーカーが半導体不足から始まった生産減から緩やかに回復して、収益の改善を見せている中ですが、私たち輸送機器、特に自動車部品メーカーで働く者にとって、回復や改善といったところから、程遠い状況です。今年の春闘では、労使双方の努力で全体として大きな成果を上げた一方で、中小部品メーカーの多くは賃金改善が出来ていません。このような中、多くの仲間が実質賃金減少による生活苦や、会社の将来不安から職場を去りました。

中小の自動車関連企業は、技術を持つ人材によって成り立っている部分も大きく、人材の流出や不足は、事業継続を更に厳しい状況にすると考えます。個々の企業において、人件費の価格転嫁を勝ち取ることが、非常に厳しい中、従来商慣行を是正し、事業継続の人材を確保するためには、特定最賃の適切な設定により、業界全体での価格転嫁実現を目指すべきと考えます。

また、人材確保の観点から、近隣県の地域別最賃を超える金額を設定していくことが重要と考えております。技術に対し、適切かつモチベーションを維持できる対価を支払える仕組みとなること

部会長	<p>が、県の産業の永続的な発展に繋がるものと思いますので、結果に結びつくような議論をお願いしたいと思います。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>その他、労働者側委員の先生。■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>輸送用機器業界、とりわけ自動車業界の現況は、新型コロナウイルス感染症による影響は落ち着きが見えております。ただ、自動車販売台数ですとか、生産台数は、前年比5%増まで回復するという見方があります。</p> <p>しかし、一方で、半導体供給不足は2025年まで続くとの見方もありまして、今後の自動車業界の先行きは、まだ不透明といえるのではないのでしょうか。</p> <p>e v化の加速の波やカーボンニュートラルへの取り組み等、自動車業界に課せられた課題は山積しており、人手不足は慢性的になっております。これらの課題を乗り越えて、魅力ある製造業、自動車業界にするためには、より高い賃金が望まれますし、高い日本の技術力を維持するうえで、そこで働く労働者の、労働に見合った賃金にしていくためにも、賃金改善は必要なことだと考えております。また、ご存じのとおり、エネルギーや物価上昇が続いており、家計を苦しめております。いつまで続くのか、私たちも不安です。</p> <p>このような様々な角度からの状況を鑑みますと、賃金改善要求は、妥当なものであると考えております。</p> <p>お互いに納得のいく議論が得られることをお願いしたいと思っております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>私からは以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生、いかがでしょうか。</p> <p>■■■委員、お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>使用者委員の■■■でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>今年度もこのような形で輸送機器の特定最賃の審議が行われることについては、非常に良いことだと思っております。</p> <p>今、労働者委員の皆さんから色々お話がありましてとおり、自動車業界、輸送機器の業界につきましておきましては、非常に厳しい</p>

状況が続いております。

確かにコロナからの回復ということについては見られる状況にありますけれども、まだまだ安心できるような状況ではございません。

生産につきましても、特にこの地域、SUBARU さんですとかについては、他の自動車メーカーに比べれば回復は早い方ではございますけれども、まだまだ半導体の問題ですとか、そういったリスクをもっているというような状況であります。

また、ここにきて為替がかなり円安に振れているということがございまして、今少し落ち着いているエネルギーコストもまた再び上がるのではないかと。或いは、原材料コストについても上がってくるのではないかとというようなことも、考え始めております。

併せまして、国際情勢も今非常に不安定な状況にありますので、そういった中で、使用者側としましても、出来るだけ希望には沿いたいなというふうに思いますが、継続的な発展という点については、全く同感であります。ただ、こういった経済環境の中で、我々としても、どこにウエイトを置くか。或いは、どれだけ売価に反映できるかというようなところもありますので、そういったところも十分検討しながら、審議を進めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

部会長

その他。はい、 委員、お願いいたします。

使用者委員

はい。 です。よろしく願いいたします。

特定最低賃金につきましては、議論をするということはするのですけれども、昨今の賃上げとか、よく総理大臣も言っておりますけれども、なんか、ゴールが見えて、それが先行して現状を追従させているような、そんな感じもあります。

特に、特定最賃というのは、年来不要だと主張しておりますが、設定するにしても、地賃がこれだけ上がったのだから当然特定もこれだけ上がるはずだ、というのは、ちょっと議論としておかしいなという感じがしております。

物価だかというのはご主張されますけれども、それは企業にとっても今 委員がおっしゃったとおりで、厳しいものがあるということではございまして、特に規模的に中小企業といっているところはそんなに大変じゃないのかもしれませんが、零細企業、最賃近傍の、いわゆる企業にとっては、非常に大変な、高額な賃上げになってしまうというところで、今年度、今年ですね、もう既に群馬県は去年の倍以上の倒産が起こっているという新聞記事があ

りましたけれども。そういうことを刺激しかねないこの最低賃金の上昇。そう考えますと、非常に慎重に検討させていただきたいと、こんなふうを考えております。

以上です。

部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、公益の先生方、いかがでしょうか。

【特になし】

部会長

よろしいでしょうか。

他にご意見等ございませんでしょうか。

【特になし】

部会長

はい。それでは意見も出尽くしたようです。

今までのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額の審議を行っていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

はい。それでは、そのようにさせていただきます。

では最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局

特にございません。

部会長

はい。委員の先生方、何かございますでしょうか。

【特になし】

部会長

はい。ご意見等ないようです。

次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。

それでは、最後に確認をいたします。

本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。

部会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>はい。非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第1回目の輸送用機械器具製造業特定最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議、誠にありがとうございました。</p>
-----	---